

# 令和2年第1回亀山市議会臨時会提出議案 条例制定・改廃の背景及び趣旨

	頁
議案第29号 亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	1
議案第30号 亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	3

件名	亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	消防本部 消防総務課
----	----------------------------	---------------

## 1 制定・改廃の背景と趣旨

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和2年政令第69号）が令和2年3月27日に公布され、同年4月1日から施行されました。

公務災害により支給される損害補償の額や内容等については、消防組織法（昭和22年法律第226号）の規定により、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号。以下「基準政令」といいます。）で定める基準に従い条例で定めることとされていることから、改正後の基準政令の規定と同様の取扱いとするため、所要の改正を行ったものです。

なお、この改正は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年3月31日付けで専決処分したものです。

## 2 改正内容

（1）非常勤消防団員及び非常勤水防団員に係る補償基礎額を次のとおり改定しました。 <別表関係>

（単位：円）

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,440 (12,400)	13,320 (13,300)	14,200 (14,200)
分団長及び副分団長	10,670 (10,600)	11,550 (11,500)	12,440 (12,400)
部長、班長及び団員	8,900 (8,800)	9,790 (9,700)	10,670 (10,600)

※（ ）内は現行

（2）消防作業従事者、救急業務協力者及び水防従事者又は応急措置従事者に係る補償基礎額の最低額を8,800円から8,900円に改定しました。

<第5条関係>

（3）障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率を「100の5」から「事故発生日における法定利率」に改めました。 <附則第5条及び附則第6条関係>

### 3 その他

施行日は、令和2年4月1日としました。

件名	亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	生活文化部 市民課
----	------------------------	--------------

### 1 制定・改廃の背景と趣旨

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第109号）が令和2年3月31日に公布され、同年4月1日から施行が必要であった規定について、所要の改正を行ったものです。

なお、この改正は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年3月31日付けで専決処分したものです。

### 2 改正内容

国民健康保険税の軽減対象の拡大のため、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する基準について次のとおり改正しました。 <第26条関係>

- (1) 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗ずる金額を28万5千円（現行：28万円）に引き上げることとしました。
- (2) 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗ずる金額を52万円（現行：51万円）に引き上げることとしました。

(例)

	軽減判定所得の計算式	対象所得(※)
現行	5割：33万円 + <u>28万円</u> × 被保険者数	～117万円
	2割：33万円 + <u>51万円</u> × 被保険者数	～186万円
改正後	5割：33万円 + <u>28万5千円</u> × 被保険者数	～118万5千円
	2割：33万円 + <u>52万円</u> × 被保険者数	～189万円

※3人世帯の場合

### 3 その他

施行日は、令和2年4月1日とし、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用することとしました。